

- ・平成30年3月より健康保険料率が変わります。
- ・平成30年度国民年金保険料について
- ・平成30年度雇用保険料率について
- ・無期転換ルール特例の第二種計画認定を受けていますか？

平成30年3月より健康保険料率が変わります。

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成30年度の協会けんぽの健康保険料率は3月分(4月納付分)より、以下の通り変更となります。なお、介護保険料率については、**4月納付分から1.57%となります。**

健康保険料率(協会けんぽ)						介護保険料率	
大阪府	10.17%	兵庫県	10.10%	東京都	9.90%	全国一律	1.57%
京都府	10.02%	奈良県	10.03%	福岡県	10.23%		

平成30年度国民年金保険料について

国民年金保険料は、平成16年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限に達し、引き上げが完了しました。ただし、実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下の通りとなります。

- ・平成30年度の国民年金保険料額 **16,340円**(平成29年度から150円の引下げ)
- ・平成31年度の国民年金保険料額 **16,410円**(平成30年度から70円の引上げ)

平成30年度雇用保険料率について

厚生労働省の労働政策審議会が平成30年度の雇用保険料率を定める告示案要綱を「妥当」と認める答申をしたことを踏まえ、平成30年度の保険料率は前年度の料率を据え置き以下の通りとし、平成30年4月1日から適用します。

(一般の事業) 労働者負担 **0.3%**(平成29年度と同率) 事業主負担 **0.6%**(平成29年度と同率)

無期転換ルール特例の第二種計画認定を受けていますか？

最近よく「無期転換」という言葉を聞きますが、どういった従業員が対象になるのでしょうか。



①

平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が通算5年を超えたときは、労働者の申込により無期労働契約に転換できるというルール(労働契約法第18条)ができました。対象者は原則として、期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方です。契約社員・パートタイマー・アルバイトなど名称は問いません。



②

定年後再雇用した従業員も1年更新で契約しています。ということは、この従業員も対象になるのでしょうか。



③

有期雇用特別措置法により

①適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で

②定年に達した後、引き続き雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、**無期転換申込権が発生しないとする特例**が設けられています。



④

ただし、**特例の適用に当たり、都道府県労働局に認定申請(第二種計画認定申請)を行う必要があります。**

また、他社で定年退職しその後雇用した労働者や、有期労働契約のパートなど定年制度が適用されない労働者は特例対象外となります。特例の適用は認定後となりますのでご希望の際は**お早めに申請ください。**



⑤

なるほど。来年度に定年後5年経過する従業員がいますので、早めに認定申請したいと思います。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H30.2.15
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG